

## 「食の伝承マイスター」認証制度実施要領

### (趣旨)

第1 山梨県では、特に次世代に継承すべきものとして支援を行う郷土食等を「やまなしの食（「やまなしの食」認定要領第5に基づき認定された郷土食等）」として認定することとしている。

この取組をさらに推進するために、「やまなしの食」に対して、調理技術や知識の継承に取り組む団体・個人を「食の伝承マイスター」として認証し、その活動を称えとともに、積極的な活用を図ることにより、本県食文化の継承を図ることとする。

### (定義)

第2 この要綱において「食の伝承マイスター」とは、「やまなしの食」に関する技術や知識を有し、積極的に継承活動に取り組むものをいう。

### (認証要件)

第3 「食の伝承マイスター」の認証要件は次のとおりとする。

- (1) 「やまなしの食」に関する調理技術や知識を有する者または団体で、継承に関する活動実績があり、地域において評価されていること。
- (2) 「やまなしの食」に関する調理技術や知識を公開し、広く情報発信出来ること。
- (3) 県や市町村・団体（以下「市町村等」という。）が実施する、料理教室や各種イベント等で「やまなしの食」に関する調理指導、実演、協力ができること。

### (推薦手続き)

第4 県関係各課、市町村等の長は、「食の伝承マイスター」の適任者を本人の承諾を得て、「食の伝承マイスター」推薦書（別記様式第1-1号、1-2号）により、知事に推薦するものとする。

### (審査・認証)

第5 審査は、「やまなしの食」の育み会議（「やまなしの食の育み会議設置要綱」に基づき設置された会議。以下「育み会議」という。）において行う。

- 2 育み会議は、推薦書について第3で定める認証基準に基づき審査し、審査結果を知事に報告する。
- 3 知事は、育み会議からの報告に基づき、「食の伝承マイスター」として認証し、認証書を交付するものとする。

### (認証の取り消し)

第6 知事は、認証者が、次のいずれかに該当する場合は「食の伝承マイスター」の認証を取り消すことができるものとする。

- (1) 「食の伝承マイスター」認証者から辞退の申し出があった場合（別記様式第2号）。
- (2) 「食の伝承マイスター」として適合性を欠いた場合。

2 知事が認証を取り消した場合は、当該認証者に対して認証取消通知書（別記様式第3号）により通知するとともに、推薦元の県関係各課、市町村等に取り消した旨通知するものとする。

（「食の伝承マイスター」の活動）

第7 「食の伝承マイスター」は、「やまなしの食」を継承していくため、次の活動を行う。

- （1）県や市町村等が実施する料理教室や講演などの食育推進活動に協力する。
- （2）本県の郷土食等や地域の食文化の継承活動に自主的に取り組む。
- （3）認証された調理技術や知識の継承に係る後継者の育成に努める。

（県の役割）

第8 県は「食の伝承マイスター」の活動を促進するため、次の活動を行うものとする。

- （1）食文化の継承など食育推進活動に取り組み、「食の伝承マイスター」の積極的な活用を図る。
  - （2）「食の伝承マイスター」が、市町村等が実施する食育推進活動に活用されるよう、ホームページなどを活用し積極的に周知に努める。
- 2 県は、情報発信に際し、あらかじめ認証者から申請時に承諾を得た情報を活用できるものとする。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

別記様式第1-1号「食の伝承マイスター」推薦書

別記様式第1-2号「食の伝承マイスター」推薦書

別記様式第2号「食の伝承マイスター」認証辞退届

別記様式第3号「食の伝承マイスター」認証取消通知書